

佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、UIJターン希望者等を中心市街地の空き店舗等に誘致し、遊休不動産を活用することにより中心市街地の活性化を促進し、賑わいを創出しようとする者に対して、その経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) UIJターン希望者や創業（新分野進出を含む）により雇用や周辺への波及等を見込めるものに使用される建築物であること
- (2) 佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリア内の市長が指定する区域内に存する建築物であること
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること
- (4) この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して同種類別の補助を受けていない建築物であること
- (5) 建築基準法その他の建築に係る法令に照らし、相当と認められる建築物であること
- (6) 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）に、現に着手している建築物でないこと
- (7) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと

(補助対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物を賃貸用として活用しようとする当該建築物の所有者。ただし、所有者が1親等以内の親族、配偶者若しくはこれと同等と認められる者に賃貸する、又は売却する場合は対象としない。
- (2) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、賃貸しようとする者。ただし、所有者、所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者に賃貸しようとする場合は対象としない。
- 2 補助対象者は、市ホームページへの掲載や他の広報等において事例として紹介することについて了承するものとする。
- 3 前項に基づく了承について、補助対象者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者

の同意を得なければならない。ただし、補助対象者が補助対象建築物を購入しようとする場合は、この限りでない。

4 補助対象者は、自己又は組織の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

3 補助金を計算する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出部数は、1部とする。

3 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部の変更であつて、補助金額に変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(決定の通知)

第8条 規則第6条第1項に規定する決定通知書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金交付決定の日から20日間とする。

(補助事業等の変更)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金交付変更申請書（様式第3号）とし、同項ただし書に規定する軽微な変更については、次のとおりとする。

- (1) 補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合
- (2) 補助事業に要する経費の10%以内の減額変更をする場合

2 規則第8条第3項に規定する変更通知書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金交付変更通知書（様式第4号）とする。

(補助事業の遂行)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(遂行状況の調査等)

第12条 市長は、補助事業者等に対し必要に応じ、補助事業等の遂行状況の調査をし、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長から求めがあったときは、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条に規定する実績報告書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと

創生事業実績報告書（様式第6号）とする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときも含む。）は、その日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。
- 3 第6条第3項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 規則第13条に規定する確定通知書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金確定通知書（様式第7号）とする。

（補助金の交付）

第15条 規則第14条第2項に規定する請求書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金交付請求書（様式第8号）とする。

（交付の取消し）

第16条 市長は、次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

- (1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明したとき
- (2) 補助事業者が第7条第1項第4号の規定による報告を怠ったとき
- (3) 補助対象建築物を補助金の交付の対象となる用に供していないと市長が認めるとき
- (4) 補助対象建築物について建築基準法の違反の是正を求める行政指導を行った場合において、補助事業者が当該指導に従わないとき

2 補助事業者から第7条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申出があったときは、交付の決定はなかつたものとみなす。

3 補助事業者が、補助事業完了後、5年以内に、補助金の交付の対象となった要件に合致しない用に供した場合は、補助金を市長に返還しなければならない。

4 補助事業者が、補助事業完了後、5年以内に、補助対象建築物を除却し、あるいは補助対象工事を行った部分について著しい改修を行った場合は、補助金を市長に返還しなければならない。ただし、除却後の跡地の活用方法、又は改修工事後の活用方法等がまちの活性化等に資すると市長が認める場合は、この限りでない。

5 規則第15条第2項に規定する交付決定取消通知書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）とする。

（補助金の返還）

第17条 規則第16条に規定する返還命令書は、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金返還命令書（様式第10号）とする。

2 第6条第3項ただし書により交付申請した補助事業者等は、第13条第1項の実績報

告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業消費税等確定報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（安全性への配慮等）

第18条 昭和56年5月31日以前に着工された建築物に係る申請者は、耐震性が向上する耐震改修を行う等、耐震性に配慮するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意した活用を行わなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

別表1（第4条、第5条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の上限額 |
|--------------|---|-----------------|---------|
| 補助対象建築物の改修事業 | 施設改修等に要する経費 （設計監理費、建築改修工事費（仮設工事、防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事に係る費用）、設備改修工事費等） | 補助対象経費の 3分の2 | 500万円 |
| 補助対象建築物の新築事業 | 新たな建物の建設に要する経費の内、市長が必要と認めるもの | 補助対象経費の 3分の2 | 500万円 |

様式第1号

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付申請書

佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-------------------------|---|
| 補 助 事 業 の 名 称 | 佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業 |
| 補 助 事 業 の 経 費 所 要 額 | 円 |
| 交 付 申 請 金 額 | 円 |
| 補 助 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | <input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別紙2） <input type="checkbox"/> 誓約書（別紙3） <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 |

1 活動内容及び団体の概要

(1) 活動内容の概要

(具体的な活動、地域等の内容を簡潔に記入してください)

(2) 事業を行う組織等の概要

| | |
|-----------------|-----|
| 組織等の名称 | |
| 設立年月（活動を開始した時期） | |
| 事務所の所在地 | |
| 代 表 者 | 氏名： |
| | 住所： |

2 事業スケジュール

| 実施予定時期 | 事業の内容 |
|--------|-------|
| | |

別紙2 (様式第1号用)

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

| 事 項 | 本年度予算額 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |
| 合 計 | | |

(2) 支出の部

(単位：円)

| 事 項 | 本年度予算額 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |
| 合 計 | | |

別紙3（様式第1号用）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。

また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____ ⑩

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

性 別 男 ・ 女 _____

様式第2号

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名

佐賀市長 印

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により通知します。

記

| | |
|---------------------|--|
| 補 助 事 業 の 名 称 | 佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業 |
| 補 助 事 業 の 経 費 所 要 額 | 円 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 交 付 条 件 | ・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。(ただし、軽微な変更の場合を除く。) |

様式第3号

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付変更申請書

年 月 日付第 号により補助金交付決定の通知があった 年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業について、別紙に記載した理由により変更したいので、佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更しようとする理由
- 2 変更しようとする事業の概要
- 3 変更しようとする事業の経費配分

| | | | | |
|-----------|-----|---|---|---|
| 4 事業完了予定日 | 変更前 | 年 | 月 | 日 |
| | 変更後 | 年 | 月 | 日 |

※「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、「事業の内容及び経費の配分」及び「事業計画の概要」については変更前後が比較できるように記載すること

様式第4号

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者氏名

佐賀市長 印

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付変更通知書

年 月 日付けで申請のあった中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金の交付については、佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり変更したので通知します。

| 補 助 年 度 | 年度 | 補助事業等の名称 | |
|-----------------|----|----------|--|
| 補助事業等の 変更の内容 | | | |
| 変更後の交付 決定金額 | 円 | | |
| 変更の理由 | | | |

様式第5号

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業遂行状況報告書

年 月 日付第 号により補助金交付決定の通知があった中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助事業の遂行状況について、佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業遂行状況（別紙）

※別紙とは、補助金交付申請書に準じて作成し、事業の遂行状況が分かるように記載すること。

2 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第6号

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた令和元年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業について、佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

記

| | |
|-------------------------|---|
| 補助事業の名称 | 佐賀市中心市街地活性化 まち・ひと・しごと創生事業 |
| 補助事業の完了年月日 | 年 月 日 |
| 補助金の交付決定金額 | 円 |
| 補助事業の経費精算額 のうち補助対象金額 | 円 |
| 上記に係る補助金の額 | 円 |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 事業実績書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 |

様式第7号

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者氏名

佐賀市長 印

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により通知します。

| | |
|-------------------------|------------------------------|
| 補助事業の名称 | 佐賀市中心市街地活性化 まち・ひと・しごと創生事業 |
| 補助金の交付決定金額 | 円 |
| 補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額 | 円 |
| 補助金の交付確定金額 | 円 |

様式第8号

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

令和元年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付請求書

佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

| 補助年度 | 年度 | 補助事業の名称 | 佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業 |
|------------|--------|----------------------------|--------------------------|
| 補助金の交付決定金額 | | | 円 |
| 補助金の交付確定金額 | | | 円 |
| 交付請求金額 | | | 円 |
| 振 込 先 | 金融機関名 | 銀行 信金 農協 漁協 信組 | 店 |
| | 口座番号 | 当座 普通 | |
| | (フリガナ) | | |
| | 口座名義人 | | |

様式第9号

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者氏名

佐賀市長 印

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定した 年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金について、佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消金額 円
- 2 取消事由

様式第10号

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者氏名

佐賀市長 印

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業費補助金返還命令書

佐賀市補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり返還を命じます。

| | | | |
|-------------|---------|----------|--|
| 返 還 金 額 | 円 | | |
| 返 還 期 限 | 年 月 日まで | | |
| 返 還 理 由 | | | |
| 返 還 方 法 | | | |
| 補 助 年 度 | 年度 | 補助事業等の名称 | |
| 補助金等の交付決定金額 | 円 | | |
| 補助金等の既交付金額 | 円 | | |
| 補助金等の交付確定金額 | 円 | | |

様式第 1 1 号

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業消費税等確定報告書

年度中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助事業に係る消費税額について、佐賀市中心市街地活性化まち・ひと・しごと創生事業補助金交付要綱第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税 | 円 |
| 3 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 円 |

(注) 別紙に積算の内訳書を添付すること。